

（別紙）特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
官民人材	国家公務員退職手当法の特例〔法第 19 条の 2〕	別添

《凡例》

法 ：国家戦略特別区域法

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添のシートにおいて記載する要件のほか、国家戦略特別区域内で行う事業において、法第 19 条の 2 に定める国の行政機関の職員としての経験を有する人材の確保を行うと見込めることを考慮し、選定を行います。

(別添)

国家公務員退職手当法の特例（国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業） 〔法第 19 条の 2 関係〕

【要件】

以下のア～ウのいずれかの者であること（産業競争力強化法第 2 条第 29 項第 2 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる者）

ア 新たに事業を開始した個人（事業を営んでいない者に限る）であって、事業を開始した日以後 5 年を経過していないもの。

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始し、その設立の日以後 5 年を経過していない会社。

ウ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始し（産業競争力強化法第 2 条第 22 項に規定する中小企業者の行為に限る）、その設立の日以後 5 年を経過していない会社。